

○登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）抄

（点検の実施項目）

第十九条 法第十条第二項、法第十八条第二項若しくは法第七十三条第四項の総務省令で定める点検の実施項目は、別表第七号のとおりとする。

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係)

第一 無線従事者の資格及び員数

点検の種別	点検の項目
一 法第十条第二項の点検	イ 選任されている無線従事者の資格及び員数 ロ 選任されている無線従事者の従事事実 ハ 主任無線従事者の主任講習の受講事実(主任無線従事者を選任する場合に限る。) ニ 船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力(船舶局で、義務のある場合に限る。) ホ 遭難通信責任者の配置(船舶局で、義務のある場合に限る。)
二 法第七十三条第四項の点検	イ 選任されている無線従事者の資格及び員数 ロ 選任されている無線従事者の従事事実 ハ 主任無線従事者の監督の事実及び主任講習の受講事実(主任無線従事者を選任している場合に限る。) ニ 船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力(船舶局で、義務のある場合に限る。) ホ 遭難通信責任者の配置(船舶局で、義務のある場合に限る。)

第二 法第六十条の時計及び備付書類

点検の種別	点検の項目
一 法第十条第二項の点検	イ 時計の備付け ロ 無線業務日誌の備付け ハ その他の書類の備付け
二 法第七十三条第四項の点検	イ 時計の備付け ロ 無線局免許状の備付け及び掲示 ハ 無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載内容 ニ その他の書類の備付け

第三 無線設備

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合(包括免許に係る特定無線局の場合を除く。)

照合書類の区別	点検の種別	点検の項目
無線局事項書	一 法第十条第二項の点検	イ 予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所 ロ 無線設備の設置場所(常置場所) ハ 無線設備の設置箇所(船舶局、船舶地球局、航空機局及び航空機地球局で、条件がある場合に限る。) ニ 法第三十五条の措置(船舶局及び船舶地球局で、措置の義務がある場合に限る。) ホ 船舶又は航空機関係事項(船舶局及び航空機局に限る。)
	二 法第十八条第二項の点検	無線設備の設置場所(常置場所)(変更した場合に限る。)
	三 法第七十三条第四項の点検	イ 免許人の氏名又は名称及び住所 ロ 無線設備の設置場所(常置場所) ハ 無線設備の設置箇所(船舶局、船舶地球局、航空機局及び航空機地球局で、条件がある場合に限る。) ニ 法第三十五条の措置(船舶局及び船舶地球局で、措置の義務がある場合に限る。) ホ 船舶又は航空機関係事項(船舶局及び航空機局に限る。)
工事設計書	一 法第十条第二項の点検	イ 送信(受信)可能な電波の型式及び周波数 ロ 送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等 ハ 空中線系 ニ 電源設備 ホ 計器、予備品、制御器の照明、非常灯及び連絡設備(船舶局で、義務がある場合に限る。)
	二 法第十八条第二項の点検	イ 送信(受信)可能な電波の型式及び周波数(変更した場合に限る。) ロ 送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等(変更した場合に限る。) ハ 空中線系(変更した場合に限る。)

	<p>三 法第七十三条第四項の点検</p>	<p>イ 送信(受信)可能な電波の型式及び周波数 ロ 送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等 ハ 空中線系 ニ 電源設備 ホ 計器、予備品、制御器の照明、非常灯及び連絡設備(船舶局で、義務がある場合に限る。)</p>
--	-----------------------	---

一の二 法第二十七条の六第三項の届出書に記載された内容と実装との照合(包括免許に係る特定無線局の場合に限る。)

照合書類の区別	点検の種別	点検の項目
<p>法第二十七条の六第三項の届出書</p>	<p>法第七十三条第四項の点検</p>	<p>イ 届出者の氏名又は名称及び住所 ロ 無線設備の設置場所 ハ 送信可能な電波の型式及び周波数 ニ 送信設備について、製造番号及び適合表示無線設備の番号 ホ 空中線系 ヘ 電源設備</p>

二 電気的特性の点検

無線局の種別及び無線設備名	点検の項目	備考
<p>航空機局</p>	<p>HF、VHF 及び UHF 通信装置</p> <p>一 周波数 二 スプリアス発射又は不要発射の強度 三 空中線電力 四 変調特性 五 受信感度 六 選択度</p>	<p>五及び六については、UHF 通信装置を除く。</p>
<p>ATC トランスポンダ</p>	<p>一 周波数 二 空中線電力 三 送信パルス特性 四 受信感度</p>	
<p>機上 DME 及び機上タカン</p>	<p>一 周波数 二 空中線電力 三 送信パルス特性 四 受信感度 五 距離及び方位誤差</p>	

	ACAS— I 及び II	一 周波数 二 空中線電力 三 送信パルス特性 四 受信感度	
	航空機用気象レーダー	一 周波数 二 空中線電力 三 送信パルス特性	
	航空機用ドップラ・レーダー	一 周波数 二 空中線電力	
	低高度用電波高度計	一 周波数 二 空中線電力 三 高度誤差 四 進入限界高度表示誤差	
	航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機	一 周波数 二 空中線電力 三 スイープレート 四 伝送速度 五 無変調送信時間 六 個体識別コード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電池の有効期限の確認を含む。 ・ 四、五及び六については、四〇六 MHz から四〇六・一 MHz までの周波数の電波を使用するものに限る。
船舶地球局及び航空機地球局		一 周波数 二 空中線電力	二については、実効輻射電力とする。

注

- 1 この表による電氣的特性の点検の項目以外に、総務大臣が特に必要と認める点検項目等は、告示で定めるものとする。
- 2 この表において「ATC トランスポンダ」は、航空交通管制用自動応答装置、「機上 DME」は、機上距離測定装置、「機上タカン」は、機上距離／方位測定装置及び「ACAS— I 及び II」は、航空機衝突防止情報表示装置とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 この表による点検の項目のうち、無線設備の機器の構造その他の事情により当該点検を実施することが困難又は不合理であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

三 総合試験

- (1) 無線局の目的の遂行可能性を確認することを原則とする。
- (2) 具体的な確認の方法は、告示で定めるところによるものとする。